

霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成27年6月15日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年霧島市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第63号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。